

公 告

下記農地について、利用権を設定する裁定をしたので、農地法第41条第3項の規定に基づき公告する。

令和2年5月13日

福岡県知事 小川 洋

記

1 農地の所在等

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
三井郡大刀洗町大字栄田字北麦 1203 番 2	田	1,451
三井郡大刀洗町大字栄田字北麦 1204 番	田	4,452

2 農地を利用する権利の内容等

所在及び地番	始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額（円）
三井郡大刀洗町大字栄田字北麦 1203 番 2	令和2年6月10日	10年	0
三井郡大刀洗町大字栄田字北麦 1204 番	令和2年6月10日	10年	0

3 農地を利用する権利が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

福岡市中央区天神四丁目10-12
公益財団法人 福岡県農業振興推進機構
理事長 渡邊 大起

4 農地の所有者等の情報

平田 時夫